



## 本人申立による後見開始申立について

後見(保佐、補助)の開始をする際は、家庭裁判所に申立が必要ですが、申立をすることができるのは民法において「本人、配偶者、四親等内の親族」などと定められています。

このため、本人に意思能力が不十分である保佐、補助ではなく、意思能力が欠けてしまっている後見の開始申立をする際は、親族の協力が必須で、協力が得られなかったり、親族がいない場合は、市町村長申立を選択せざるを得ません。

しかし、市町村長申立は親族申立と比べ、後見開始の審判がなされるまでにかなりの時間を要します。

ただ、上記の通り後見開始申立ができる者の中に、「本人」が含まれています。

保佐、補助ならまだしも、意思能力を欠いていると診断された後見の開始申立が本人からできるかですが、本人からの申立も可能である場合があります。

なぜなら、意思能力を欠いていても、一時的に判断能力を取り戻すことがあることや財産管理をする能力と後見開始申立を理解する能力では違いがあることから、申立の趣旨や内容を理解したうえであれば、本人による申立も可能であると解されています。

この度、トーチ様からご依頼を受けたK様について、後見開始申立を進めていますが、K様は親族の協力が得られず、本来であれば市町村長申立を検討しなければならないが、当職が本人と面談した際は判断能力を取り戻しており、成年後見制度について説明したところ、内容を理解し、申立てをする意思が確認できたため、現在本人申立を進めているところです。

この後、裁判所に後見開始申立を行った際は、おそらく家庭裁判所調査官による本人面談が実施され、再度本人の意思が確認されると思われます。

このように、全てのケースではないが、本人による後見開始申立が可能な場合もあるため、親族の協力が得られない場合は検討の余地があることをご認識頂ければと思います。



司法書士 蜂須賀俊人

## 成年後見制度利用支援事業の見直しを

経済的理由で成年後見制度を利用できない人のために、本人(被後見人等)が一定の要件に該当する場合は名古屋市の成年後見制度利用支援事業(以下、制度といいます。)により「後見人等及び後見監督人等の報酬(上限は月28,000円)」及び「後見業務等に要した交通費等の必要経費」が助成されます。

助成の対象になるのは、(1)生活保護の方(2)中国残留邦人等に関する支援給付を受けている方(3)助成を受けなければ制度の利用が困難であると市長が認める方です。



なお、市長が認める方とは、以下の①から④のすべてに該当する方となっています。

- ① 市町村民税非課税世帯
- ② 単身世帯で年間収入150万円以下の方(1人増えれば50万円加算)
- ③ 単身世帯で預貯金等が350万円以下の方(1人増えれば100万円加算)
- ④ 居住用家屋以外の資産を所有していない方

この基準は、国が定める「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減事業」に準じていると思われます。介護保険施設入所者の場合はこの基準を超えても自身の収入で後見費用の捻出ができるため経済的理由により成年後見制度を利用できないことはまれです。しかしながら、月に平均15万円(年間180万円)程度の収入がないと入所できない有料老人ホームにおいてはほとんどの方が制度から除外されています。在宅の方ほど後見人の関与が必要な場面が多いにもかかわらず、有料老人ホーム、グループホームなど在宅で生活している方が置き去りにされているように感じます。

全国的には制度の助成基準はまちまちです。

例えば、京都市、千葉市、東京23区のように、収入基準を撤廃し、非課税世帯であれば資産60万円程度以下の人を対象にする自治体も増えてきました。

どの基準が望ましいとは一概に言えませんが、本市の収入基準についていえば生活保護の基準と比較してもかなり厳しいものです。例えば本市における生活保護の居宅基準生活費に後見報酬助成限度額を加えるだけで年間約163万円となります(医療及び介護費用等を除いています)。本市の助成基準が生活保護基準を下回っていることには違和感を覚えます。しかも、わずかでも収入基準を超えると預貯金が底をついても助成の対象とならない現状はいかがなものかと思えます。

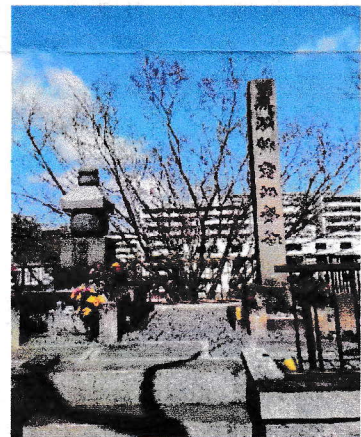
この制度は、当事者や関係者の声で改善されてきた歴史があります。今では当たり前ですが、市長申し立ては助成するが本人や親族からの申し立ては助成しないという時期もありました。

意思決定能力に問題がある方については、親族や高齢者等サポートサービスによる身元保証だけでは法律行為など対応できないことも多々あります。経済的に成年後見制度が利用しづらい方々のために、本市でも実態に合っていない後見報酬助成基準の見直しが必要な時期にきているのではないのでしょうか。(K.N)

## 東山霊安殿を訪ねて

先日、八事斎場敷地内にある「東山霊安殿」(写真)を訪ねました。ここは生活保護受給者や養護老人ホーム入所者で身寄りがいない方のご遺骨を預かるところで名古屋市社会福祉協議会が管理しています。10年間はお骨のまま安置され以後は合祀されるそうです。

神戸市には「<sup>ひよどりごえ</sup>鶺鴒合葬墓」という公設の納骨施設がありますが、名古屋市でも身寄りのない方が増えています。公設のエンディングサポート事業もスタートしましたので、こうした施設ができればより市民の安心につながるのではと感じました。



### (あしがき)

今回は成年後見制度を特集しました。昨今は、ことあるごとに「成年後見人はいますか」と聞かれます。今後はトーチとして積極的に後見人制度を活用したいと思います。

年会費納入をお願いする時期になりました。変わらぬご理解とご協力をお願いします。